

政令第 号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一宮城の項を次のように改める。

宮城		仙台湾		雄勝
----	--	-----	--	----

附則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

石巻港及び松島港を国際拠点港湾として定められている仙台塩釜港に統合し、同港の名称を仙台湾港に改める等の必要があるからである。